

徳島県告示第二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年一月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

合同会社万葉	名 称	指定介護予防サービス事業者	名 称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
	所 在 地					
地一三	徳島市八万町上福万二二〇番	万葉	訪問看護ステーション	地一三	介護予防訪問看護	令和六年一月一日